## 1-4 使用者



「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に 関する事項について、事業主のために行為するすべての者をいう(労基法 10 条)。

事業主とは、その事業の経営主体であり、個人企業にあっては企業主個人、 会社その他の法人組織の場合は法人そのものをいう。

労働基準法における使用者の概念は広く、その事業の労働者に関する事項について、「事業主のために行為するすべての者」が、これに含まれる。これは、例えば、第9条の労働者の立場にあっても、その者が同時にある事項について、権限と責任をもっていれば(その者の企業内での地位の高低を問わず)、その事項については、その者が第10条の使用者になる場合があることを意味する。

一方、労基法の罰則適用に関係において、使用者は、違反における現実の 行為者であり、当該違反行為は、同法 121 条の両罰規定によって利益の帰属 者(法人等)の責任追及へと及んでいく仕組みとなっている。